
令和8年 第1回(定例)桂川町議会会議録(第2日)

令和8年3月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

令和8年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 林 英明君	2番 下川 康弘君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 竹本 慶吉君
9番 原中 政廣君	10番 青柳 久善君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長	山本 博君	会計管理者	北原 義識君
税務課長	古野 博文君	保険環境課長	川野 寛明君
健康福祉課長	原田 紀昭君	産業振興課長	横山 龍一君

子育て支援課長 …………… 藤木 秀臣君 水道課長 …………… 秦 俊一君
学校教育課長 …………… 平井登志子君 社会教育課長 …………… 江藤 栄次君
王塚装飾古墳館長 ……… 尾園 晃君 社会教育課長補佐 ……… 吉貝 英貴君

午前10時00分開議

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（林 英明君） これより一般質問を行います。

順番に発言を許します。5番、大塚和佳議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 5番、大塚です。通告書により質問していきます。今回は6つの質問をいたします。

- 1点目、認定こども園建設と道路問題について。
- 2点目、ごみ処理施設建設について。
- 3点目、カスハラ条例及びハラスメント対策について。
- 4点目、人事権や行政課題への取組に関する町長の考え方について。
- 5点目、保育士奨学金返済支援事業について。
- 6点目、会計年度任用職員の地域手当について。

以上、6点です。

では、まず1点目、認定こども園建設と道路問題についてですが、この質問をする前に、私は以前から申し上げておりますように、認定こども園を建設することには賛成でございますけれども、現在の建設予定地、役場庁舎南側敷地にそこに建てるのが問題があるということで質問していきます。

まず、今計画してある場所の前に、桂寿苑横に建設するとして計画されておりましたが、この変更理由について、私は聞いていないと思っておりますので、教えていただきたいし、また、そこにしようとして使用した金額があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） まず、桂寿苑横に建設しようとした経過でございますけれども、当初の建設計画については、幼保一元化のための取組を進める上で、学校敷地に近い桂寿苑横を候補地として計画をしておりました。その後、小中学校近隣における児童生徒の通学状況や県道

豆田稲築線道路拡幅工事の影響等を再考慮した結果、桂川町役場南側用地取得が可能であること等を踏まえ、隣接する公共施設の環境や送迎のアクセスに有利な点などを総合的に判断して、当地を候補地として変更したものでございます。

それで、桂寿苑横の計画をする際の金額ということでもよろしかったですかね。であれば当初4,800万円の計上をして、そこに基本設計・実施設計を予算化したという状況でございました。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、建設予定地における計画の進捗状況と基本設計とか実施設計等をいつされるか、時期等について教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 進捗状況でございますけれども、本年度において園舎建設に係る敷地の造成工事の設計及び確定測量が完了しております。園舎建築に係る基本設計並びに実施設計については、令和8年度予算に計上させていただいております。

現段階では、今建設予定地と上げた敷地において、園舎及び道路、駐車場、園庭、こういったレイアウトが可能なものという公算が立ちましたので、これを基に来年度、基本設計・実施設計に取り組んでいくという予定でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 要するに、もう決定したということで予算組んであるという理解で今から質問していきますけれども、来年度予算の基本・実施設計や橋建設もされる。それとか土地購入、造成費などのくらい今言うた分がかかるかと、あと、総額についてお願いいたします。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 来年度予算の内訳でございますが、予算審議前の状況でございますが、ちょっとお答えさせていただきます。

計上額として、基本・実施設計額として約4,530万1,000円を計上しております。調査費ですね、ボーリング調査、地質調査が今1,102万7,000円を計上しております。

用地費としまして1,299万8,000円を計上しております。造成工事費といたしまして1億1,670万円を計上しております。うち橋の建設に係る部分が約4,150万円でございます。ということで、令和8年度の総額としては1億8,602万6,000円を計上させていただいております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 土地購入から来年度予算までの総額、どのくらい今までかかったか教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほどお答えいたしました1億8,602万6,000円に土地購入費約4,600万円と今年度執行の4,180万円を足しまして、合計額が2億7,382万2,000円相当になるかと判断しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、開園後の認定こども園の定員や職員数を計画されてあると思いますので、そこら辺の人数等を教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） お答えします。

児童の定員数におきましては、大体130名程度を想定しておりますが、職員等を含めまして、現在、最終的な調整を行っているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 最終的な調整ということですけど、今現在の職員数とプラスアルファしていただいて、大体、人数を教えてくださいませんか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 児童数もでございました。（「児童数は今言われた。職員数」と呼ぶ者あり）職員数ですね。職員数は、すみません、今ちょっと手元に人数ございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、私が見たところ、私も所長しておりましたので、20から30名ぐらいは少なくとも来れるんじゃないかなと思いますので、150から60名ぐらいの方たちがそこら辺出入りされると理解いたしますけど。

次、別紙1の資料としてつけておりますが、紫色で園舎ができたなら車や通学に影響があると思われる道路ということで、ちょっと見にくいと思いますが、写真でちゅうか映像で見られる方は黒でしか見えないと思うんですけど、ここに赤で庁舎役場関係ですね、ここが図書館、これがひまわりの里ということで、私が今から話そうと思っているのは、この黒いところが、車や通学路の通行に影響があると思われる道路ということで書いておりますので、皆様方タブレットのほうにあると思いますが、町民の方たちは遠くから見て分かりにくいかと思いますが、役場関係のところに、ここに今造ろうと、役場の南側に造ろうとされておりますので、私が考えたところ、先ほど言いますように、黒くなっているところが、交通量とか子どもたちにいろいろなことが出てくるんじゃないかということですけども、それにつきまして今から質問をしていきます。

では、まず1つ目に、県道下秋月線の渋滞予測への対応として、当然道路交通量調査はされていると思いますので、そのことについて教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 道路交通調査ということでございますけれども、基本、県のほうでも県道ですので交通量調査は既に行っておりまして、交通センサスという形で記載をさせていただいております。そういった数量からすると、ピーク流量といたしますか、一番7時から8時が多いわけなんですけれども、そういった時期で片側ですね。大塚議員が今質問でされてある、右折関連でいうと1時間当たり322台相当、下り方面の交通流量があるということで、こういったものを試算して交通量の判断をしております。桂川町のほうでも職員でこういった調査を当たったところ、ほぼ数量的には変わりがなかったということで、そういった状況で確認をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、2番目に私が一番心配しているのは、その渋滞予測への対応ということですけども、今私がお知らせしたように、黒いところですね、今から、先ほど言いますように定員が130名と職員が30からそのくらいになりますけど、そこら辺を含めたところで調査とか考えてされたんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今想定してる園児数といたしますか、そこが135名、こういったものを基準ということで、今大塚議員がお話いただきました職員数が約30名、合わせて165名というような数字が基準になるかなと思います。

これに、先ほど私が示した交通量の322台がピークということがあったんですけれども、これを足しまして560台相当の台数が流入、通過するという計算になりますけれども、国が示している交通フォワードの基準としまして、こういった数量が1,000台以下の場合、新たに右折レーンを設ける必要がないという判断をしております、そういった考え方に基づいて、飯塚警察署、飯塚県土整備事務所とも協議いたしまして、右折レーンについての必要がないということで、現状としては車道6m路幅員、そして歩道が2mの幅員を取り付けるわけなんですけれども、こういった流入に際しての県道の新たな拡幅等はしなくて大丈夫という判断をいただいて、今協議結果としてつけてるところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 協議されたかもしれんけど、後で私言いますけど、あそこに信号機があるやないですか。そこで渋滞というのを考えてあるかなとちょっと思ってるんですけども。

次に行きますけど、県道の渋滞が起きれば、園舎付近の一時駐車等が発生すると考えられますが、特に椿団地のほうですね。あそこのほうは、執行部のほうは出入口は造らないということでございますけども、今でもその前を子どもたちが通学路として役場の横を歩いて学校へ行ってま

すけども、こども園の出入口が、県道からと役場からの車が入り出すわけですけども、多くなった場合、保護者の方がその椿団地のほうに車を止めなくてされるかなというのが私が一番危惧してるところなんですけども、そこら辺の対応含めて何か考えてあったでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、認定こども園建設計画の敷地につきましては、県道桂川下秋月線、きはら医院さんがあるところからの農地を相談させていただいての進入路を今新たに設置する方向で計画しております。

それと、それをそのまま、今おっしゃった桂川町役場の車庫棟、消防車等がいつも駐車している車庫棟の前の道路、これに通り抜けられるような形で、道路が通過できる設計といいますか、造成設計をしています。これによって相互から通過が可能にできる計画をしているわけなんですけれども、実際の園舎の運営として、役場の車庫棟側からは、例えば職員だけが進入すると。また、園を利用される方が、きはら医院さんのほうからだけしか入らない。こういった運営も運営上は可能となっております。

ただ、相互で通り抜けられることによってUターン等の必要がないとか、いろんな総合的にこういう2車線の通過道路があったほうが、園の運営としてはいろんな幅が広がるということで、今造成設計上はこのような形で通過できる形をしています。

また、園を送迎される方が一時的に止める駐車場は、玄関前に18台ほど整備される予定でございます。ここに車を止めてそのまま玄関のほうに入っていくという、そういったレイアウトを計画しておる状況でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 聞きたかったのは、椿団地のほうですね、そこは閉められるということは聞いてますけど、やっぱり今道路を県道からと役場からとされたとしても、時間的に入らなかつたり、そのときになってみたら分からんけど、やはり椿団地の入り口は閉めたとしても、車をあそこに止められて、あそこをぐるっと回れますけど、離合ができんやないですか。そこら辺の対応というのを、私は一時駐車場等の対応という、そこら辺が一番気にして今質問したんですが、そこら辺の対応は何か考えてあるんでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今いう椿団地側の進入路というのは、今の敷地の南西側に車路が設けてありまして、そこから進入することについてということよろしいですか。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） そこは進入して止めるやないですか。ただ、保護者の方たちが、県道からとか役場からとかいっぱい入って、出入りができないようにもしかしてなったとき、椿

団地のとこに止めないとも限らんやないですか。そういうときは、住民の方たちの要望して一方通行にするとか、住民の方しか出入りできんとか、そういうふうな考えは考えてあるか。もしなければ、保護者の人たちの自主性に任せると、そういうことで。そうしないと地元の人たちが一番心配するのは、自分たちが朝とか出勤するときに出入りができるかちゅうのは、私ちょっとお会いしたときにそういう話も出たもんで聞かせていただいているんですが、いかがでしょう。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 先ほど、きはら医院さん側から進入した進入路の玄関近くと、ちょっと歩かんといかんとですけれども、そういったことを含めて35台の駐車スペースを設けてます。朝の送迎としては、その台数があれば、送迎については可能なものというふうに、園の先生等も踏まえた形では、ちょっと確認をしておるところでございます。

また、椿団地側からの進入とかいうことについては、やはり園のほうで説明しながら、ああいって狭い道からアクセスすることは避けてくださいということを知ることによって、基本的にはきはら医院さん前の通路もしくは桂川町役場の職員通用口の入り口、こういったところから進入すれば混雑するということはないのかなというふうに判断をしております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私が言っているのは、県道へ出るときですね。前回は言いましたが、1台は入れていただけるか、2台、3台とか入れていただけんか、ずっとつながる可能性が絶対、私は思ってるんで、そこら辺はいいとして、そういうふうになった場合、椿団地のほうの通路に止められて子どもさんを抱きかかえて、そして保育園に連れて行かれるというのが、私は現実的にあるんじゃないかと思って聞いてるんですけど、そこら辺の対応は考えておられなかったら考えてないということで大丈夫ですけど、今やり取りしても時間をもったいないですから。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 基本的には通路には止めなくて、駐車場に止めて、子どもさんを園舎のほうに送り届けるということで考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今やり取りしても一緒ですから。ただ、私はそこが地元の方たちが一番心配されてあるんじゃないかなと思っております。

それで、園舎への進入道路と車庫棟における緊急車両があそこ、課長言われましたけども、緊急車両とか通学路の考え方について教えてください。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 緊急車両ということですけども、仕様については今までどおりの形になるのかなというふうに考えております。消防車の前に車を止めたりするようなことは

ちょっとしないように、そういう措置については継続していきたいと思います。

また、子どもたちが今職員通用口からの進入について、通学路として歩いていってる状況があるろうかと思えますけれども、現在歩道を設置しておりますけれども、そこにちょっと通る車が多くなるということで、そこについては今後、開発区域には入れてないんですけれども、職員だけが通るような形にするのか、保護者さんがお迎えする形もあそこを使うのかということを経営的に判断して、道路の改良等は今後の検討というふうを考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 安全面がどうかと思えますけども、次、橋を造るメリットというのは、大体、橋を造らんとあそこ通れんから思いますが、デメリットで特に私が考えつくのは、川に川幅をするために狭められますよね、何か造るときに。それで川の氾濫や費用の高騰ですね、工事期間の長期化など考えられますが、デメリットって、そこら辺考えなくて大丈夫なんじゃないか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、川が園舎にアクセスする手前に流れてるわけなんですけれども、こちらに橋を架ける必要が発生します。この橋の設計については、広域的な流量計算を行いまして、かなりの雨でもこの橋から氾濫することがない水理計算を行いまして、川をせき止める心配がないという水理計算の基に橋の高さを決定しております。

そういったことも農業委員会のほうにもちょっとお伝えしながら、了解をいただいているところでございますけれども、橋を造るメリットにつきましても、安全な通行が可能となるそういったものが第一前提だということで、2車線の道路または歩道が2mつくという、町道認定しても問題ないような道路を設置することによって、保護者さんの送迎の安全を確保するということがメリットだというふうに判断しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 土居一区で1月の最初のときに新年の集まりがありまして、参加者から自分たちの住宅環境に関わるものとして住民説明会を開催してほしいと土居一区長から区長会のほうに要望してほしいとお願いがありましたけども、土居一と土師二の説明会というふうに区長会からの要望があったのでしょうか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 今おっしゃられたことは、前回の7年の9月に出された要望ではなくて（発言する者あり）それでしたら、まだこちらのほうには要望のほうはいただいております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 区長会から、土居一区じゃなくて町全体として要望してほしいということであったんですけど、しておられないのであれば、土居一区から先ほど子育て支援課長が言われましたように、土居一区から区民の協力を得られるよう、心配や危惧してある問題点等の払拭を行い、地元との合意に至ってから工事計画を進めていただきますようお願いいたしますと要望書を出してございましたけども、区長会からは要望がなかったということもございますけども、住民説明会をするべきと思いますが、実施時期等そういう計画はあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 住民説明会の実施でございますが、工事に直接影響のある隣接する土師二区の方々に対しまして、先日説明会を実施しております。そちらにつきましては、おおむね御理解をいただいたところであります。

土居一区の方を含む今後の説明会につきましては、時期は未定ではございますが、大体令和8年度に実施したいというふうには考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、土師二区の方たちは、もう建ててそういう状況になるというのは理解されているという理解でいいのでしょうか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 前回御説明しましたときに、道路の進入のことでとか造成工事について御説明をしたところでございます。そちらにつきましては、建設することへの反対等の御意見はなく、工事の騒音等についての御指摘ですとか、こども園ができることで小学校の送迎も同時に行える、いいメリット部分もあるのではないかと、そのような御意見もいただいたところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、土居一のほうがまだされておられないということですが、土居一の方たちは、私もこの頃言ったんですけど、やはり道路環境で一番心配されておりますので、そこでまだ追加に行きますが、もし土居でされる場合、決定事項、実施設計とか確定しましたので、ここで御了解いただきますというふうな説明になってくるのでしょうか。お願いします。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 実施設計につきましては、まず令和8年度に実施したいと考えておりますので、現時点になりますと、やはり進入道路ですとか造成工事等の計画についての御説明になろうかと思っておりますので、御理解をいただきたいということになろうかと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 参加者の意見によって、先ほどお見せしましたけど、こういうふ

うな道路状況になりますよということを担当の方が言われたかどうか分かりませんが、やはり頭で考えるよりか目で見て、実態がどうだろうかということをもう一回、私は説明していただきたいなと思います。

それで、決定事項ということで説明されるだけで、参加者の意見によって内容を変えたり、そんなことをするという気持ちというか、変更される計画というものはあるのでしょうか。どうでしょう。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今全体的な計画を定めて、開発の申請を県の許可が必要なんですけれども、申請しているところがございます。地元協議を行ったところで、必要なところができれば、可能な対応であればちょっと協議して、そういった協議による変更もあり得るというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、私、土居一と土師二区のことを言っておりましたけども、今回建てられるのは、建設付近の土居一と土師二の方が理解されたとしても、渋滞等が出てくると思いますし、保育所や幼稚園の保護者、要するに町民全体に何か住民説明会ちゅうかは考えてあるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） まず、先ほど御説明申しましたように、隣接する土師二区の方々につきましては、先日説明会を実施で終えたところがございます。

今後、保護者の方含めまして、スケジュール等が固まりましたら、実施はしたいというふうには考えております。なお、範囲や方法等につきましても、併せて今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、建設予定地の先ほど言われるように、土居一と土師二区の皆さんは認定こども園ができるというふうに理解されているとは私的には思いますが、当事者しか分からない不安があると思うんですよね。特に土居一の方は、新年の話のときに参加者の方たちがぱっと言われましたので。

そして、今からもし建てた場合、30年、40年続く施設ですので、特に建設予定地の付近の住民の皆さんの意見を聞いて生かしていただきたいし、私がこの質問の最後に再度お願いしたいんですけども、住民説明会をして住民の方の理解があればいいんですけども、私が先ほどから言っておりますように、一番心配しているのは、こども園が建設された後の道路状況です。

まず一番に、通学路の安全確保ができるのかと。ここで、先見せませうけど、子どもたちの通学

路を大体網羅してるんですよ。それで、車が150台から200台出てきますので、そこら辺で
すね。そして、役場横の信号機を通過すると予想されるので問題ちゅうか、ちょっと思うのは
4点ありまして、まず1点目、農協裏には住宅用地が40戸以上計画されておりますが、そこで
各家庭ですね、今御夫婦であったとしても1人1台ですから、各2台の車が住宅地から通勤をさ
れる。それで2点目は、園児の送迎のための保護者や通勤する先生方の出勤。3点目、役場職員
の通勤。4点目、小中学校の送迎等。これも雨が降ったときとか、皆さん方は通勤で分かってあ
ると思いますけど、結構多いですよ。そういうことで、朝の通勤自体は今より渋滞が発生し、
車両事故の発生が出てくるのではないかと、私は大変心配しております。

そして、住民説明会をされたということでございますけども、皆さん住民の方が理解すれば、
私もこのような質問はしなくていいんですけど、そのためには、早く住民説明会をして、住民の
方たちがここで建てても大丈夫だという施設、特に子どもたちの安全、それと交通状況、渋滞す
るとかないとか。そういうようなことをぜひ説明会で皆さん方が理解していただければ、先ほど
言いますよう、私も今後質問する必要はありませんので、ぜひ早く住民説明会をして、住民の方
たちに理解をもらってください。次行きます。

次に、ごみ処理施設建設についてです。

2月17日開催の県央定例会の提案内容を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県央につきまして、大塚議員申されましたとおり、ふくおか県
央環境広域施設組合につきましては、「県央」と略して答弁させていただきます。

県央のホームページにも公開されておりますが、2月17日に開催されました令和8年第1回
定例会において、予算に関する議案が1件、規約の変更に関する議案が1件、土地の取得に関す
る議案が1件。以上、3件の議案が上程・審議されまして、全て可決されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、県央の今度施設を建てるときの賛成意見や反対意見という
ことがあったと思いますので、その内容と結果を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 当日、長時間にわたり定例会のほうが開催され審議をされたん
ですが、いろいろ賛成、反対の意見が出たと思っております。ただ、内容につきましては、これ
は県央のほうの議会でございますので、私のほうでの答弁は差し控えさせていただきます。

なお、結果につきましては、土地の議案については可決されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 多分答えられないだろうと思ってですね、私がユーチューブでそ

の定例会を見たとき感じたことは、まず簡単にまとめますと、賛成意見は、迷惑施設のため早く契約をしなければならないし、購入金額も評価額ではなく、それ以上の金額を出すべきだと。

反対意見では、金額が農地より山林が高い。迷惑施設だから幾らで買っても仕方がないのではないかと賛成者の考えがあるが、あくまで公共施設の建設予定地として、公的な団体が血税を費やし購入するのであれば、的確な予算で買わなくてはいけない。また、1社の不動産鑑定の評価額における金額の信憑性にも疑問がある。さらに価格がおかしいと住民監査請求がある可能性があるし、その信憑性を知り得て賛成した場合は、議員にも責任があるとしての判例があるとの意見がありました。間違っていますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） いろいろ議員言われたことにつきましては、ユーチューブのほうで公開されてあるかと思いますが、中身について私のほうも見ておりますが、そこが正しいかどうかというのは、ちょっと判断しかねます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、次行きますが、当初の土地売買仮契約書と今回の土地売買契約書との大きな変更点があったと思っておりますが、その変更点を教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらにつきましても、具体的な内容につきましては県央のほうの事務になりますので、答弁のほうは差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、私のほうからこういうことじゃなかったかなということで、当初の文面には、県央が購入後は全て責任を持って建設するとしてありましたが、今回された仮契約書では、契約不適合責任として、売った方に対しての責任が明記されると聞いておりますが、それで間違いないでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 先ほどの繰り返しになりますけども、県央の事務になりますので、私のほうからの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 少なくとも契約書の変更点ぐらいは教えていただきたいと思うんですが、そこも駄目なんですか。もう一度聞きます。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 前回の12月から2月にかけて変更があったというのは承知はしておりますが、具体的な契約書の中身につきましては、こちらは県央のほうでしておりますの

で、私のほうからは控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、再度この件について質問していきますが、今回の土地売買仮契約書の第8条に、契約不適合責任の条文と内容。この内容には民法の規定について書いてありますけど、ここら辺答えていただければありがたいんですが。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 申し訳ございません。こちらにつきましても県央の事務になりますので、私のほうから答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） この契約不適合責任について、西日本新聞が終わった2日後ぐらいの記事によれば、工事ができないほどの問題が購入地で発生した場合、県央ではなく売手である地権者が責任を負うことだと書いてあったと思いますが、この記事を見て思うことは、九郎丸の焼却場建設予定地は、皆さん御存じのように、鉱害がある地域と私も理解しておりますけども、例えば基礎のためのボーリング工事で、その上に建物を建てるのが危険であると判断された場合は、その仮契約書の内容であれば、地権者がその工事に伴う損害を支払うことにはなりますが、その理解でいいでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 県央の定例会の中でもそういった御意見があったというふうには認識しておりますが、そちらについても私のほうからの答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、県央の話の中で、反対討論の中で一番私が気になったのは、仮契約書の契約不適合責任ですが、発言された議員は、私だったら絶対にこの契約はしないとの発言をされました。見てある方も、最後のほうでしたから御理解いただけるかと思いますが、

その発言内容は、地権者の方々は、この仮契約書の内容を理解して契約に合意したのかどうかというのが、非常に私は疑問であると。なぜかという、仮に不適合な土地が発生した場合、発覚した場合ですね、元に戻すことになるということです。例えば地盤沈下等があった場合は、その復旧工事費、これが民法上の規定に従って責任を負うものということになれば、とんでもない金額が地権者の方にかかる可能性もあるわけですが、そこら辺がまさしく地権者の方が理解されて契約書にサインをしたのか非常に曖昧であり、私だったらこんな契約はしませんよとの発言となったんだと思っておりますが、契約不適合責任をこのように説明されたと思っておりますが、間違っているかどうか聞いても一緒だと思いますので、次行きます。

次に、桂川町で土地売買仮契約書の契約不適合責任を掲載して契約したことがあれば、その契

約不適合責任の説明をしていただきたいと思います。なぜかという、契約不適合というのが、私、民法上の規定ちゅうことで書いてありましたけど、詳しく分からないので、もし分かれば教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 桂川町での土地売買契約書の契約不適合責任の記載及び説明についてですけれども、契約不適合責任とは、引き渡された土地が契約で合意した内容と違ったことが後で発覚した場合、このようなものについて売主に責任を示すものですが、民法にこのような定めがある中、お互いの疑義については協議を行うという内容を契約書の中に記載しているところでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） よく分かりませんが、先ほど言いますように、何かあったら地権者のほうがそれなりの対応せいかんという理解でいいんですよね。どうでしょう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 何かあったらという前提で、全てが売ったほうに責任があるということではなくて、例えばの例として挙げられるんですけれども、面積が表記してある面積に満たない。要するに面積が狭いというような状況、あるいは、明らかに売ったほうに責任があるという、そういったものが民法上認められた場合にそういう責任が生じるということであって、全てが売ったほうの責任という、その解釈ではないと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 鉦害ということ为前提として買ってあるかどうかちゅうのはちょっと分からんとですけども、後で言おうと思っておりますけど、どこに建てるか分からんとを全部を購入されたということですが、前提として抽象的にしか分かりませんで、私も抽象的にしか質問できませんけども、言いたいのは、そういうふうな問題が出たときに、購入者じゃなくて土地を売った方に賠償なり何がしかしていただかないかちゅうこと、その理解では違うんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） いわゆる、例えば裁判等でそういう判決が出れば、それに従うということになると思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） やっぱり売った方がそこら辺ちゃんと理解してあるかちゅうのは、私、後で聞きますけども、やっぱりそこが、土地を私持ちませんが、売ったときにそういうことがあるということは理解しておかないかなと思いました。

では次に、今後の計画で、施設の規模や地域振興策について決まっているのがあれば教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 新施設の規模等に関しましては、これから改めて見直しの検討がされるものでございます。現時点では回答はできかねます。

また、地域振興策につきましても、今後協議・調整が行われるということになっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 桂川町が所有してる保安林の関係で、この前の県央の会議のときユーチューブで言ってありましたけども、保安林を県央に貸すことということですけど、保安林解除するための事務上の関わり等があれば教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○産業振興課長（横山 龍一君） 保安林解除の手続は、森林法により、公益上の理由で解除の必要が生じた場合に事業者が行うこととされていますので、ふくおか県央環境広域施設組合が行うこととなります。

本町の事務上の関わりについては、事業者と解除申請に必要な協議を行うこととなります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、施設建設予定地内にある町有地の売買または賃貸借の契約について、何か計画があるのでしょうか。

○議長（林 英明君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） こちらについて具体的な売買、貸借等のこういった定まった面積等の内容は届いておりませんので、そこについては今のところ定まっておりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 予熱利用施設、温水プール等計画の進捗について、つまりいつ頃までに計画されるかということで、もし分かってあるんだったら教えてください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 先ほども申しましたとおり、施設建設等も含めて見直しはなされるようになっておりますので、こちら予熱施設につきましても、現在報告できる内容はございません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ゼロベースということは私分かってるんですけども、なぜここで質問するかといいますと、飯塚市長は全てをゼロベースで考えてあるということでございますけども、そのゼロベースで九郎丸の建設予定地では何がしかの温熱を利用した施設を造るというこ

とは間違いないと思いますが、それは間違いないですよ。ちょっとお答えいただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現在、町としては、予熱施設を活用した要望書というのは提出をしております。ただ、その内容につきまして見直しをするというふうな形になっておりまして、現段階ではまだ未定ということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今回答ではまだ未定ということでございますけども、ここから私がちょっと意見ですけど、当初計画した、同じ面積を購入されましたよね、8対6で。本当に購入してよかったのかと。また、当初は約1億4,000万円だったと思いますけども、その金額で購入を1回提案されましたが、今回約7,000万円で購入契約されました。つまり約7,000万円の節約をしたということで、皆さんの税金が7,000万円浮いたといえますか、使わなくてよかったということになったと思っております。住民の皆さんはどう思われるか。私はああって思いましたけど。もしこの反対の意見がなければ、7,000万円ですよ、無駄といったら失礼ですけども、費用を払わなければいけなかったということでございますけども。こういうことが一度でもあれば、やはり住民の皆さんなりがちょっとどうかと、金額的にですよ。造るのは、皆さん私も含めて、造るのはぜひ造っていかんといかんという理解は皆さんされておりますけども、そこら辺の金額の曖昧さがちょっとどうかというつもりで、ちょっと今質問いたしましたけども。

今度、住民説明会、今回も認定こども園の関係の住民説明会と一緒にですけども、桂川町に何がしかの余熱利用を造るということであれば、やはり桂川町の住民の方たちにそれなりの住民説明会をされるべきと思いますし、今ゼロベースということでございますけども、それが県央で決まった、議題で提案されて決定した場合は、すぐぜひ住民説明会をしていただきたいと思うんですが、もしそうなった場合、県央単体ですか、町ですか、県央と桂川町と合同するかとかですね、実施予定時期についてどう考えてあるかお知らせください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 住民説明会につきましては、従前どおり、県央がごみ処理施設建設につきましては主体となって行っていくものというふうに考えております。

説明会の開催につきましては、必要という認識であるんですが、まだ施設建設の規模の見直しということになりましたので、現時点での説明会というのはできかねるかと思っております。したがって、実施時期、予定時期につきましては、現在のところ未定という形でございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 先ほど言いますように、議会で決定したら、すぐ3か月とか6か月以内とか、そういうことの要望とかはしていただけないのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 従前もそういった説明会というのは必要であるというふうに県央のほうでもあったかと思しますので、見直し後の計画案が整理されましたら、県央のほうで速やかに実施されるものというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今ゼロベースとして動いてありますけど、町として何がしか施設を建設するとすれば、負担金等や周辺道路の整備のところが出てくると思うんですけども、そこら辺、財源とか、今後の対応についてどう考えてあるか、ちょっとお知らせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほどからいろいろ御質問に対してお答えしてますように、見直しを行うということを組合長名で明言されております。

現在、この見直しの内容や結果については何も提示されておられません。今後、状況を考慮しながら、組合構成の自治体として、また、この建設地が町内にあるということ、それを踏まえた上で積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今まで私幾つか回答してきましたけども、何も決まっていなかったとか、回答できないということもございますけども、私が今回土地購入の関係で一番気にしているのが、先ほど言いますように契約不適合責任。これが土地を売っていただく方々に、将来迷惑や負担がかかるかもしれないということ、内容を九郎丸の住民の方たちが理解されてるかなということで、私は一番そこが心配なんです。やっぱり建ってみたら分からんと、試掘をしてみたら分からんと、何が入ってるか分からんとという状況で、もし何かあったら、町長の回答では、土地を売った方の責任じゃないですけど、そういうふうなことが出てくるということの回答だったと思いますので。今後、どのように皆さん、私とすればこの契約不適合責任ちゅうのを九郎丸の方たちにお知らせしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど、そこら辺事務局はどう考えてありますでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 契約につきましても県央のほうで事務を行っております。地権者の方とは十分お話し合いといいますか、されたというふうには聞いておりますので、そちらのほうでされていくものというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私の取り越し苦労であればいいけど、もし何かあったときに、先ほど言いますように、土地をせっかく善意として売っていただいた方たちに、どのくらい分かりませんか、10年、20年、取組方によったらその施設が立ってある状況ずっといくという、私も解釈がよく分かりませんが、そういうようなことを九郎丸の地元の方たちが理解されてるかなということで、そこら辺は事務局のほうから県央のほうにお願いしていただければと思います。

次、3点目、カスハラ条例及びハラスメント対策について……

○議長（林 英明君） 大塚議員、ちょっと暫時休憩します。開会は11時5分から。暫時休憩。

午前10時54分休憩

午前11時04分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、3点目行きます。カスハラ条例及びハラスメント対策についてです。

まず、飯塚市のカスハラ条例の提案理由と議員からの質問、また採決の結果について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 他市のことになりますので、ホームページ上等で確認ができたお答えできる範囲内でお答えをさせていただきたいと思います。

飯塚市不当要求行為等対策条例の提案理由につきましては、市に対する不当要求行為に対し、統一的な対応及び未然防止の体制を整備し、公正な職務執行を確保するためということを議案書で確認しております。

議員からの質問ということでございますが、事案に対しての警察OBの関わり等について御質問が出ているようでした。

採決の結果については、全員賛成で可決されております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 条例実施後の取組の実態と市民や来庁者からのカスハラの内容が分かれば、今後参考になると思いますので、飯塚市に聞かれてあるならば教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） こちらのほうにつきましても他市のことになりますので、お答えで

きる範囲内でお答えさせていただきたいと思います。

条例制定後から施行日まで主な取組といたしまして、職員及び市民への周知が行われております。飯塚市民のカスハラの状態につきましては確認しましたが、分かりませんでしたので、お答えすることが難しいかと思えます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 桂川町における、私12月議会でもちょっと質問いたしましたけれども、カスハラやパワハラ研修会等をされるというようなことを言ってあったと思いますけれども、その研修会実施の有無と、実施されたのであれば、その目的と対象者及び研修内容等について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 2月9日に課長職及び特別職を対象にハラスメントの基礎と実践を学ぶという目的で研修会を実施しております。研修は、ハラスメントの意味、原因、定義、影響、事例を通しての相談、処理、解決について予防、ハラスメントの加害者にならないために、カスハラ対策等についての内容で学習をしております。

また、講師には事前アンケートを実施していただき、各課長が日頃抱えている疑問や課題を把握していただき、その内容を踏まえての御教示をいただいているところです。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、担当ちゅうか、係長以下の方たちの研修というのはされていないという理解でいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 2月9日の研修は課長職までとなっております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 全体的にされるべきだったと思うんですけど、次回以降、いつかされる計画はあるんですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まずは、管理職等が理解、内容を知った後に全体的に下ろすという方向で考えておりますので、今後、全職員に向けてはやっていく方向で検討しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 後で私の意見言いますが、やはりカスハラとかパワハラとかするほう、されるほうも急いで、私も含めてですけど、パワハラ、前回か言いましたが、私はしようつもりはないけど、相手がパワハラ受けようかもしれんきですね、やっぱり早くそういうふうな理解をお互い深めていく必要があるんじゃないかと思えますけど、次行きます。

桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱について質問いたしますが、まず1点目で、担当課・起案日と施行日、2点目に要綱制定の理由と目的、3点目、概要等施行後の件数等を教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） まず、桂川町職員のハラスメント防止に関する要綱については、担当課は総務課人事係でございます。起案日は令和6年12月13日、施行日は令和7年1月1日でございます。

要綱制定の理由と目的ということでございますが、要綱制定の理由につきましては、関係法律及び厚生労働省指針に基づき、国・県からの要請がありましたので要綱を制定しております。

要綱の目的は、要綱の第1条で職場におけるハラスメント防止及び排除のための措置に関し、必要な事項を定めることにより職員の利益を保護し、職員がその能力を十分発揮できる健全な職場環境を確保することを規定しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では次に、要綱の対象となる職員と要綱見たら書いてあるんですけど、その範囲とですね、職員への告知方法や範囲及び理解度、3点目に、議員への報告の有無とその必要性とございますか、そこら辺はどう考えてあるか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 職員への告知方法でございますが、まず公布後の直近の課長会で説明を行い、職員、会計年度任用職員について周知をお願いしております。その後、周知のチラシを作成し、再度課長会で配付し、職員、会計年度任用職員に改めて周知をお願いしております。併せまして個人用のパソコンのインフォメーションを活用し、各個人にもお知らせをしております。

理解度につきましては、総務課としましてはいろいろ周知は行っておりますが、個人の理解度や関心度には差がありますので、全員が同じように理解しているかということについては、お答えすることが難しいと思っております。

議員の報告の有無と必要性の認識についてでございますが、要綱制定については、委員会等にお伺いして個別の説明は行ってはおりません。説明が必要であったという御指摘であれば、意見は真摯に受け止め、今後丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） ここでわざわざ議員への報告ということを書くのは、やはりこういう大事なことやないですか。職員を守るためと、制定理由言われましたよね。そこら辺は、議

員も含めたところで理解しとかんとということですが、そこで言いたいのは、先ほど言いますように、この要綱が制定されたことは私も知りませんでしたし、私は6月、9月に言いました。ある議員さんは9月に同じことを言われました。それで、令和6年の12月の施行日ちゅうか、要綱の告示が12月24日ですけど、もう半年以上もなるのに、私たちが知らなくて本当によかったんかということでございますけども。私はいいいんですけど、あと別の議員さんが質問されたのは、職員が働きやすい環境をつくるためにも必要と思うかと質問されたんですよ。そしたら、その要綱の設置の回答がなく、そのときの町長の回答では、まだ弁護士等には相談していないが、庁舎内部で意見交換をしている段階。さらにパワハラ、セクハラ、カスハラに対する対応は是非しようと思っているので、積極的に対応したいとの回答でしたが、やはり私どもが知っておれば、こういうふうなことを質問を、私も質問が多いんで、やはり知っとけば質問しなくてよかったしということは全体であるんですけども、それはちょっとさておきまして、この要綱の中の第5条に所属長の責務として、「所属長はハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない」と書いてありますが、第2項に「職員の言動に留意し、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない」と書いてありますが、私は6月と9月に、前提として、この要綱があるということが分かりませんでしたので、職員がハラスメントを受けてるかどうか、マル、バツ、三角で聞いたらどうですかと、私は6月、9月2回聞きましたけども、はっきりとしないという回答をいただきましたけど、再度質問しますが、この第5条の所属長の責務とはっきり書かれているのに、どう思われて、マル、バツ、三角と。簡単でもいいからしてくださいというお願いしたんですけども、それはどういうつもりで回答されたかなとちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 第5条の規定につきましては、所属長は自分の所管に関する課において問題が起きないように常にアンテナを張り、もし起きてしまったら即座に動くという、予防と解決の面で責務を果たすということを規定しているということで私は認識をしております。

アンケートにつきましては、従前から申し上げておりますとおり、プライバシーの保護や回答者へのフォローアップ、もしくは結果のフィードバック等を踏まえて、実施後のどういうふうにフィードバックするかによりまして、うまく機能しない限りは職場が混乱するのではないかと考えておりますので、しないというよりは、状況に応じてきちんと状況を設定しながらやっていかないといけないのではないかとこのふうには考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 前提として、所属長というか担当課長さんたちに調査なり何かあったら報告してくださいちゅう言い方をされたという理解で今取れましたけど、それでいいんで

すかね、違うんですかね。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 第5条第2項の規定が、担当課長は所属に関して問題が起きないように常にアンテナを張り、もし起きてしまったら即座に動くということを第5条の2項で規定しているというふうに理解をしております。

アンケートにつきましては、先ほどからも申し上げておりますとおり、プライバシーの保護や回答のフォローアップ、結果のフィードバック、そういうふうなものをきちんと整えて実施すべきではないかなとは思っておりますので、今すぐにとすることは難しいかと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私の理解がちょっと悪いかもしれんけど、総務課はこの要綱をつくるだけで、各担当課長に任せるといふような私理解に取ったんですが、後の回答はいいです。やり取りがちょっと時間ありますからですね。

ただ、私とすれば、総務課が担当課の研修というかもしれんけど、されたのは今年の1月か2月でしょう。その間何かあったんじゃないかなと。皆さん方は責任持って調査研修ちゅうかさされた、課長さんがですね、6月議会で聞くかもしれんですけど。やはりこういうふうな要綱をつくってちゃんとするというのは、私は総務課長が全体的に把握して課長さんたちに指導助言しながら、対応が悪ければ呼んで、こういうことをしなければいけないということだと思んですけども。一応、今何回も言われましたので、そこは言いませんけど。

次、第12条再発防止措置として、「町長は、職員におけるハラスメントが生じた場合、周知の再徹底、研修の実施、事案発生の原因分析等適切な再発防止のための措置を講じなければならない」とありますが、調査をしないで何でこの要綱が効力を発生できるかなと。絵に描いた餅になってるんじゃないかなと思ってるんですが。

ここで私がちょっと思っているのは、今でももし誰にも言えないハラスメントがあるんじゃないか、職員さんがですよ。職員じゃなくて、職員さんも含む会計年度の職員さんたちがそう思っているんで、その声を聞くために、私は昨年6月、9月議会で一般質問を提起しましたが、今すぐですね、今の総務課長の話では、課長さんたちにお任せするというふうな私は理解に取ったんですけど、ハラスメントがあったかないかの調査を私はしていただきたいと思ってるんです。

なぜかという、私も役場職員でしたから、あんまり言いたくないようななどは、やっぱり皆さん、課長さんたちもいろいろな何十年もおられたら経験はされとると思うんですけども、何がしかの調査をしていただきたいと思いますが、町長はいかがでしょう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ハラスメントについては、これまでも何度か議論をしてきた経過がご

ございますけれども、今御指摘のようにハラスメントに対する対策、これはこの要綱に上げられる以前からあったものと思っております。そういう中で実態を調べる、実態を調査するということからすれば、今御指摘の件については、実際にやっていく必要があると思っております。

ただ、ハラスメントについては、議員も御指摘のように、非常に個人的な課題、非常にナイーブなものがあります。調査の仕方といいますか、そういったことについては十分配慮する必要があると思ひますし、御指摘のように、自分はハラスメントの加害者という意識がない、あるいは被害を受けたほうも、それに相当するような課題があるんじゃないかというようなことも挙げられます。私どもからすれば、そういった表面的なことだけではなくて、実態にいかにかかるといふのは、本当に非常に大きな課題であると思ひているところであります。

そういう意味からしまして、前にもお答えしましたように、いわゆるカスタマーハラスメントだけではなくてハラスメント全体、これは人権に関わるものと認識しておりますので、そういう方向で取り組んでいきたいと思ひております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 取り組まれるの分かるけど、調査なりされるという計画は、ここ来たから調査なり、こういうふうには第12条再発防止措置ちゅうことで、何かあるんじゃないかという調査をしたらどうですかという、私そこで質問したつもりですけど、対応はしていただけるのは分かりますけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 冒頭申し上げましたように、調査の必要性は感じております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 6月も私まだ質問するのができますので、4月から6月まで人事異動等があるかもしれませんが、やはりそこら辺は早くしていただいて、先ほど言いますように、誰にも言えないハラスメントを受けている可能性が絶対なきにしもあらずですから、ぜひ調査をしていただきたいし、飯塚市のカスハラ条例は、職員が安全で安心して業務に取り組める職場環境を整備するために制定をしたということで私は思っておりますけども、桂川町も職員を守るためにも、率先して提案していただけるものと、このカスハラ条例ですよ。と思ひていますが、今回も提案ありませんでしたが、執行部が提案しない理由について教えていただければと思ひます。なければなしでいいですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 提案しない理由というのはございませぬが、まだ間に合っていないというのが現実だと思ひてます。

ただ、先ほど申し上げますように、この問題については、桂川町職員のハラスメント防止に関

する要綱の制定はできているわけですが、これはあくまでもそこに限った内容になっています。私ども特別職、議員の皆さんもそうですけれども、また併せて住民の皆さん等も含めたところで、このハラスメントについての対策を考えていく必要があると、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 先ほども飯塚市の条例の提案理由の中で、職員が安全で安心して業務に取り組める職場環境を整備するということですので、逆から言うたら、桂川町はこんなことをしなくてもちゃんとできているということの裏返しとしか私取れないんですけど、それはそれでいいんですけども。ぜひこういうふうな要綱をつくっているのであれば、先ほど言いますように調査なりして、桂川町の実態を早く知っていただきたいし、住民の方たちがこういうふうな要望というかされているので、職員が困っているというふうなことをやはり執行部としてはするべきだと思いますし、それを職員の皆さんと共有して解決をしていくべきだと思いますので、一応そういう気持ちで今回質問3つ目しましたので、次へ行きます。

次、4点目、人事権や行政改革への取組に関する町長の考え方について。

人事権や行政課題への取組に関する短期・長期的な考え方ですが、町長だけができる権限と思っておりますので、今から質問する内容には、町長にしか回答ができないと思っておりますので、課長さんたちからの回答は、もしされた場合は、私は要りませんということで町長のほうにお願いいたします。

まず、新しい行政課題への対応について質問いたしますが、現在無理があって既存の課・係に業務を組み込んだ結果、本来すぐに実行すべき取組が遅れて、その場しのぎという、ちょっと言い方は悪いんですけども、それが終わればいいかなということでされてるようなことも散見というか、私です、ちょっとあるんじゃないかと思っております。

つまり何を言いたいかといいますと、近年、新たな行政課題として、桂川町のほう外国人の方が増えてこられてますし、私が乗合タクシーのことを言っておりますけど、地域公共交通等のそういうような取組がどのように対応してこられたかなということで、ちょっと回答いただければと思いますが、町長いかがでしょう。もし何もなければいいということでもいいですけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ちょっとすみません、質問の趣旨がよく分からなかったんですけども、これは新しい行政課題への対応についてということでよろしいんですね。

行政として対応が必要な課題等については、これまでも適切に対応してきたつもりであります。ただ、一つ一つの案件になってきますと、やっぱり現実的な問題としてなかなか対応が間に合っていないという点もあるかもしれません。ただ、繰り返しになりますけれども、そういった新しい行政課題についても適切に対応していかなければいけないと思っておりますし、してきている

と、そのように思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、今後の対応として、課とか係とかそういうふうな新たな行政課題というのを吸い上げて聞いて今からされていくように、何か計画等があれば教えていただければと思うんですが。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 現時点において、具体的な案件としては、例えば以前から出ております、認定こども園ができることによって所管、子育て支援課の教育委員会とのタイアップ、そういったことは具体的な事例として出てきていると思っております。

今後の課題として、いろいろあろうかと思えますけれども、いわゆる学校の在り方検討会議、これはやっぱり町にとって非常に重要な大きなプロジェクトであると思っておりますし、その状況に応じたところでの対応というものが必要になってくると思っております。今どうこうということは申し上げられませんが、そういった状況に応じて、柔軟かつ積極的に取り組んでいく必要があると思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 一応柔軟と言われますけど、やはり各課がそれなりの問題展開を考えておられると思いますから、行政課題として一回ちょっと聞いていただいてしたほうがいいかなと思いますけど、そこら辺、課長会でもいき、そういう計画というのがもしあればお知らせいただければと思うんですが。やはり聞かれんと提案しにくいというのが私の経験ではありますので、ぜひそこら辺何かアプローチしていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） ありがとうございます。そのようにしたいと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、次行きますが、課・係を新設して取り組む必要性が高い業務が私はあるのではないかと考えております。つまり行政課題として、例えば防災対策の、私はしていただいているけど、もうちょっとまだできるんじゃないかということと、ふるさと納税の納税額を今回また1億円増やされましたけども、推進していくとちょっと対策等が見えないというところがちょっとどうしてもあるものですから、どのように今まで対応されてきたかなというのをちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。この2点でいいです。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 2点といいますのは（「防災とふるさと納税」と呼ぶ者あり）現在の状況の中で全体的なこととして申し上げるとすれば、組織面の変更ですか、それは考えておりませ

ん。現在の状況の中では、組織を継続していくと、そのことがベストだと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今後の対応で、これが私の個人的な意見といたら意見なんですけど、桂川町誌に2名の職員を配置したということが、私は予算されるときに債務負担行為ですか、5年間ぐらいで、人件費入れたら1億円ぐらいかかるというふうなことをされたこと、私は理解ができませんけども、先ほど例で挙げました、防災やふるさと納税などの担当など、今後、課・係を新設して取り組むちゅうことは考えはないですよ。今回答がありましたけど、ないということでもいいんですかね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今後と言われると、それは全く別のものになりますけれども、今質問の中で受け答えする中では、今年の4月からというふうに感じるものですから、それは現在の状況では考えていないということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 4月以降の分は、一番最後のほうで質問いたしますので。

次ですけど、官公庁と民営化の役割分担ということで質問していきますけども、町がしにくいとか、しなくてもいいんじゃないとか、また民間がしたほうが効果的な事業を従来どおりの町の直営のままにしていないか。また、その結果、例えば学校建設の取組が進まないような状況になっているのではないかなとか、いろいろ私考えるんですけども。

つまりここで言いたいのは、官公庁と民間の役割分担を、特に民営化された吉隈保育所は民営されましたけども、その理由や指定管理者制度などの導入について考え方、要するに民営化するか、指定管理者にするか、そこら辺の考え方がもしあれば回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 特に指定管理者制度については、いろいろ気をつけながら資料等も見ているところですけども、最終的にメリットがやっぱり事業者のほうにもないといけないわけです。ですから、例えばの話、町が今やっているものを指定管理者という制度でした場合、ものによりますけども、大体やっぱり費用が余計かかってくるというのが実情です。

そういった状況の中で、本町の規模から考えて、本当にそういった事案が達成できるかということについては疑問に思うところもあります。ただし、案件によっては、今後やっぱり真剣に考えていく必要があると思っておりますので、そのところは全体的な課題というよりも、個別的な課題というところをしっかりと捉えていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 建設から30年以上なる施設が図書館や体育館など町営として継続しておるちゅうのは皆さん御存じですけども、その必要性について考えてあるんかなど。今から先のことはないにしろ、今現在町長が考えてあることが、先ほど言いますように、30年以上なる施設を修理して改修して、要するに統廃合とかそんなことを考えてあるんかなどという、ちょっと全体的になりますけど、考えを教えてください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） こういった公共施設については、住民サービスが第一義的なものだと思ってます。各施設の使用料等を取っておりますけれども、そういった使用料と施設の管理運営、こういったことを比較しますと、いわゆる経費を賄うほどの収入はないということは、これは目に見えております。

そういう意味からしましても、例えばここに書いてあります図書館あるいは体育館、こういったものについては町営で管理運営をしていくのが妥当だと思っております。ただし、施設管理の中で一部、その中の一部ということについては、それはまた別の次元だと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私は民間が全部いいと思ってませんが、やはり職員がそこに張りつかないかんという理由というのが、どうしても、やはり今からは人件費を考えないと、町の財政がもっていかないということがありますので、一応質問させていただきました。

次に、役場組織の適正化についてですが、私が今一番問題だなと思うのは、企画財政課のことで、企画と広報がされて、財政と。要するに同一課にあることへの私はちょっとどうかなということがありまして、自治体経営の観点から非常に重要なポイントではないかなと思っております。つまり企画は、今後の桂川町の夢やビジョンを推進する役目ですが、財政は、その夢やビジョンが今後の桂川町に予算を使って本当に必要な事業かを考えていく。ブレーキとして、要するにアクセルとブレーキの役割を担っていると思うんですけども、これらが同一組織ということで、歳入と歳出のチェックができないし、無駄なことはないと思いますけども、そのような思われる事業が繋がっていくのではないかと危惧しております。

企画財政課のように、業務が今大変多岐にわたって、ゆのうら体験の杜が企画とか、前委員会で言いましたけど、やはりゆのうら体験の杜とかは社会教育施設で、何で企画が持つんかなということもありますけども。そういうふうに多岐にわたる課では、1人の管理職、次長、課長の決裁要件が膨大になって、一つ一つの政策判断が浅くなるのではないかなと私は思っておりますので、現場の疲弊だけでなく、経営判断の質を向上させる意味から考えても、企画と財政を別にすることが必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 今議員の御指摘はまさにそのとおりだと思います。企画という仕事と財政という仕事、ある意味においては相反する部分があるかと思っております。

ただ、もう一つ逆に言えば、互いにその内容が分かっているだけに、その課題の抽出といえますか、あるいは解決策、そういったものについても迅速に対応できる。そういった利点もあるかと思えます。

基本的な考えからすれば、自治体の規模の大きさによってここら辺は分かれてくると思います。ちょうど本町の場合は、あまり小さくもないんですけども、大きくもない。非常に悩ましいような状況の中でありますので、これまで企画財政課という形で取り組んできたところです。以前には、財政部門だけを単独で財政課と配置した時期もありました。ただ、そうすることのメリット・デメリット、そういったものを考慮しながら今日に至っているという状況であります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、また同じ適正化ですけど、学童保育所も令和9年度以降、現在の社協ではなく、民間かNPO法人かよく分かりませんが、債務負担行為として予算計上されていますが、教育委員会と子育て支援課が同じ組織になることで、教育の一貫性が保たれると考えていますが、教育委員会と子育て支援課の統一等の考えはあるのでしょうか。4月以降になるんですけど、いかがでしょう。（「井上町長」と呼ぶ者あり）

いいですか、適正化ということでちょっと質問させていただきましたけども、要するに職域のほうで、私はそういうつもりで抽象的には書きませんでしたけども、先ほども課長か、いつも言われますけど、教育委員会と子育て支援課を統一したらいいんじゃないかということですので、そこら辺を今現在考えてあるかないかということをお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません、私の取り違いかもしれません。社協というのは社会福祉協議会ですか、それとも社会教育課。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 教育委員会と子育て支援課の統一ですね。社協が学童保育所をしないことになりました、令和9年度から。ですから、子育て支援課と学校教育が一緒にしたほうが、要するに教育の統一性といえますかがあるんで、そこら辺の考えはいかがですかと。学童保育所がそういうふうに債務負担行為でなければいいんですけど、ちょうど今期間的に新年度予算に上がってるから、そこら辺を私ちょっと聞きたかったんですけど。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） すみません、教育委員会と子育て支援課、これを統合したほうが良いという話がありますよね。子育て支援、今学童保育のことを言われましたけども、学童保育の所

管が今の社会福祉協議会から子育て支援課に変われば、当然のことながら子育て支援課として教育委員会の所管に入ると、そういうことになるかと思えますけども。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 確認しますが、今度の新年度予算のときもちょっと聞かないかんきですね、債務負担行為で4年間ですけど、来年は一応経過期間見て、9年度からは債務負担行為で3年間、NPOかどっかなるか分かりませんが、そのときになったときには、教育委員会と子育て支援課が同じ組織の中になるという理解でいいんでしょうか。違うんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 教育委員会と子育て支援課が同じ組織というよりも、教育委員会の中に子育て支援課が位置づけられるということになると思えます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分かりました。私はやっぱりそうなるべきで、前も私聞いたことがあるけど、教育長はゼロから15歳、教育長は18歳までと。要するに桂川町の子どもたちをゼロから18歳まで一連に見るということで、今町長言われましたので、ぜひそうしていただきたいと思えますし、3つで言いたかったのは、先ほどいろいろな質問しましたが、現場の声を聞きながら、組織の改変というのをぜひしていただきたいし、町長は企画と財政は一緒にいいと思ってありますが、私は企画と財政は、要するに使うほうと使わないほうということでございますので、そこら辺は執行部でよく話し合っていて協議をしていただきたいと思えますし。

私が先ほども一番言いたいのは、私たち11月に町長も私たちも選挙がありますので、どうなるか分かりませんが、4月1日からはこういうふうな、今まだ19日ですか、議会が終わってまだ日にちがあるし、内示もまだされておられないと思えますから、まず組織の改変をしていただいて、そして人事異動を考えていただければ、1年かかるかも分かりませんが、私たちがちょっと外れるかもしれんけど、そこら辺の道筋をつけていただければなと思って、今回人事権や行政課題への取組ということで私質問していきましたので、次の質問に行きます。

次、5点目、保育士奨学金返済支援事業についてです。

これは、文教厚生委員会で大刀洗町に視察に行ったということで、柴田委員長から行政報告でありましたが、そのときに保育士奨学金返済支援制度があると聞いて、私は保育士確保で大変いい取組をされているなと思ってましたが、そのとき詳しく時間的に聞くことができませんでしたので、その内容を調べていただけるのであれば教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 大刀洗町のほうでの取組の内容ということで、この事業は、

保育士奨学金返済支援事業という形で保育士の人材確保を目的に、保育士が返済する奨学金の一部を補助する制度だというふうに聞いております。

内容としましては、若干要件とかそういうものにはよるんですけども、大体月1万円を上限ということで、最長5年間ぐらい補助すると、このような制度であるということでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 金額はさておき5年間ということでございますんで、逆から言うたら、町内の保育園に5年間はその方には勤めていただけるという理解になりますよ。それでいいですよ。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） そのとおりでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、こういうふうな取組を分かればですけど、県内の取組とかもし分かれば教えていただければと思いますが。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 県全体の把握まではちょっと至ってはおりませんが、近隣では例えば飯塚市。ここはちょっと貸付事業ということで、若干大刀洗町とは違うような取組でございますが、あと同様の取組としては、直方市にて取組がなされております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、この事業導入によって期待される効果と課題についてお調べいただいているのであれば教えてください。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 導入することによる期待される効果でございますが、この事業を導入することにより保育士さんが増えること。これが期待されるというようなことです。

課題としましては、こちらは補助事業ではなく単独事業という形になりますので、予算面はもちろんのことでございますが、しっかりとした制度設計というものが課題、必要であるというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 保育士不足を解消するために、数年前に取り組んでいただいております保育士等人材派遣事業補助金制度の当初からの成果と問題点について教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 藤木課長。

○子育て支援課長（藤木 秀臣君） 今申されましたのが私立保育園等の、これは新規、本町でや

っております。では、新規採用保育士の就職準備補助金というものをちょっと桂川町でしておりますので、その御報告をいたします。

本町におきましては、保育士確保のための独自事業としまして、私立保育園等新規採用保育士就職準備補助金というものを平成30年度から開始しております。こちらは、新規に町内の私立保育園に雇用されました保育士さんに対しまして、10万円を上限に補助を行うという、このような内容のものでございます。

当初、平成30年度から令和7年度までに35名の方が活用をされていらっしゃるしまして、また、継続した雇用につながっているということから、十分な成果があるというように考えております。問題点につきましては、特に考えてはおりません。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今課長から説明ありましたけど、これは当初1回っきりということですよ。ただ、今私が言っております保育士奨学金返済支援事業ということは、5年間を、額は少ないかもしれませんが、雇われたら5年間、桂川町の保育園のほうにおいていただきたいということでございますので、先ほど35人とおっしゃいましたが、その方が5年、10年おられたかちゅうのは、調査は多分されておられないと思いますけど、やはり今から願いますけども、保育士奨学金返済支援事業の取組について、町長はどう考えてあるかちゅうのをちょっとお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 保育士不足というのは以前から言われておりますし、現在もまだ課題として残っていると思っております。こういった新しい取組ということもあろうかと思っておりますけれども、まずは現状をしっかり認識しながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 現状と言われたら、私、私立、前知ってあると思いますけど、保育園の先生方とはよく話をさせていただくんですけど、やはり子どもたちの安全安心を守るためには、保育士さんの確保ちゅうのが一番なんです。それで、先ほど1回の10万円だけお支払いって、35人ということですけど、何年続いてあるかは課長も調べておられないと思いますし、私も聞く必要はないと思うんですけど。少なくともこれをすれば、5年間は桂川町で働いていただけるというふうな、何人になるか分かりませんが、やはりそこら辺のメリットを考えていただいて、ぜひ制度設計をしていただければと思います。

最後、6点目、会計年度任用職員の地域手当についてです。

会計年度任用職員の地域手当について、飯塚市と嘉麻市の支払い状況について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 飯塚市、嘉麻市の会計年度任用職員への地域手当の支給は、令和7年4月からでございます。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） では、会計年度任用職員の去年の4月1日で支払った場合の金額と今年1月に支払ってありますけども、その金額の差と、支払月に差をつけた理由をお知らせください。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） まず、金額の差ということですが、担当に試算をしてもらった結果として、全体で約380万円になるものと思われま。

それから、支給時期をずらしたということにつきましては、基本的には一般職の場合は法令で定められているということがあります。会計年度任用職員については、いわゆる支給をすることができるということで、最終的には、義務ではなくその自治体の対応に委ねられているということが挙げられます。

このため本町においては、いわゆる会計年度任用職員の職務内容といいますか、あるいは責任の度合い、それから、議員もこれは御承知のとおりです。これまで、この会計年度任用職員という前には、臨時職員という形で雇用してきた経過があります。そういった経緯などを考慮して総合的に判断したものであります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今の説明で私はちょっと理解に苦しむんですけど。まず前提として、飯塚市と嘉麻市が今言われるんだったら、会計年度職員じゃなくて、臨時職員じゃなかったから4月から払われたという理解になりますけど、そこら辺は、総務課長、今の回答からいうたら、私まず1つ質問になるんですけど、そこら辺調べておられないですよ。調べておられなかったら調べてないで結構ですけど。要するに今のは、桂川町は昔は臨時やったけど、会計年度職員になったとき、それで払いませんという理解に私取れたんですけど、そうじゃないんですかね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） どんなふうに言ったらいいんですかね、飯塚市と単純に比較するといえますか、それがなかなか難しいというのがあります。例えば本町の場合、臨時嘱託職員という形で雇用をしてきた。非常に同じ人が長期間にわたる雇用をやってきたという、これが実態としてあります。こういった実態については、他の自治体ではあまり見られないケースでもあります。そういったことも、この地域手当の支給について先ほど言いますように、自治体の対応に委ねられているところがありますので、そういったところを十分考慮する期間、そして8年の1日から支給ということで、議会の同意もいただいたということで今日に至っております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） やっぱり最終的に議会の同意ちゅう言われますけど、私は反対しました。条例も反対しました。おかしいでしょうと。

それで、今長期的にずっと桂川町の臨時の方たちが来ていただくということの理由を挙げられましたけど、それは町のほうの雇い方やないですか。本人たちは、前のことを言えば、11か月働いて1か月休んでいただくちゅう、そういう制度もしたやないですか。そういうふうなことを町の都合でしょうとに、今回は長期的にちゅうか、何か私は理解的に分らんし、私も人事とかおりましたからそこら辺はよく分かるんですけど。

ただ、私が言いたいのは、差をつけるということが、まず理解できなかったんですよ。議員さんたちはそれでもいいと言われましたけど、私は言いたいですね。会計年度の職員の人たちに、それを賛成した議員さんたちにその理由を聞いてくださいと。私は反対ちゅうか、何か言うたと思いますけど。

それで、これからはお願いですけど、3月補正見たら財源留保額が約1億5,000万。ちょっと違うかもしれんけど、やっぱり1億何千万か残っているわけですよ。その財源を使って3月中に専決したら、本年度は支払われておりますが、そこら辺の考え方はないんですか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 先ほど申し上げましたように、昨年12月議会で条例化したものでありますから、この条例を実行していくということになると思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） それだったら、条例の変更なりをしていただければと思うんですけど。ただ、今町長が回答されたことを会計年度職員の方たちが、この後、休憩時間のときにインターネットで見られたとき、理解していただけるのであればいいんですけど、私は理解していただけないんじゃないかなというふうに思っております。

あと一つ、扶養の関係でボーナスや地域手当等の支給により、退職や勤務日数等の調整をされた会計年度職員があるかどうかちゅうのを聞きたいんですが、その対応をされたなら、どのように対応されたか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 扶養控除等の関係で、勤務日数等を調整した会計年度任用職員はいらっしゃいます。対応につきましては、勤務条件等に基づき、現場の状況に応じて対応しております。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 今から私が思うのは、原則です。原則です。会計年度任用職員の

方たちが本庁で働いていただけてますけども、その対象として仕事があるき来てもらいよるんであって、扶養云々というのはちょっと別な話ではないかなと。3月31日でその方たちがおったら、今度4月からのことを考えたときに、その方たちが税の関係で12月か11月頃には働きませんというふうに言われたとき、雇わないか。それは民間と違うわけですよ。要するに私たちは課長として、総務課にお願いするとは、この人がおらんとじゃなくて、仕事が忙しいから人を雇ってくださいと。その人を雇うんじゃないですよと私は思うんですけど、その考え方はいかがでしょうか。違うんでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 考え方はそのとおりだと思います。ただ、こちらの都合に合わせてそのように人の出入りといいますか、それができるかといえば、なかなか難しいところがある。その点は、それこそ議員がよく御承知のとおりであります。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 分かって言ってるんですけど、やはり原則は通していかんと、例外はあってもいいと思いますよ。ただ、今の総務課長の考え方は、例外ちゅうか、原則それでも行くちゅう言い方されてるみたいですので、あとは私がどう捉えるかですけども。

それで、次、最終的にお願いしたのは、給与制度の改正等により会計年度任用職員に支給可能な給与等が盛り込めた際の町の対応としての考え方です。少なくとも飯塚市や嘉麻市と同じようにしていくとの考え方はあるんでしょうか。いかがでしょう。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） そういった状況を踏まえながら、適切に対応していくということにしか回答はできないと思います。

○議長（林 英明君） 大塚議員。

○議員（5番 大塚 和佳君） 私はそう回答されると思ってますけど、やはり職員と会計年度職員とは身分と言うたら失礼ですけど、置かれてる立場というのは違いますので、ぜひ会計年度職員も職員がもらうのであれば、額が違うのはそれはしようがないと思います。ただ、先ほど言いますように、地域手当とかもらう月を変えるちゅうことは私はどうかかなと思っておりますので、一応これで私の質問を終わります。

○議長（林 英明君） ここで暫時休憩します。再開は1時から。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 英明君） 会議を開きます。

6番、吉川紀代子議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。通告に従い、一般質問に参加いたします。

まず、最初に、新ごみ処理場建設についてであります。

九郎丸に建設予定の新ごみ処理場、この候補地決定はいつされたのでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 令和3年11月19日開催の施設組合正副組合長会議にて、現在の桂苑周辺地を建設候補地とするという方針が決定され、令和3年11月22日に開催されました組合議会の定例会で報告がなされております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和3年に正副組合長で決めたということですが、その内容、議事録は存在していますか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） その議事録につきましては、県央の事務になりますので、ちょっと私のほうからはお答えしかねます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 答えられないということですので、この候補地を決めるのに1回の会議だけで終わったんですか。何回かあったんですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） そちら詳細につきましても、県央のほうの事務で会議等が開催されているかと思っておりますので、ちょっと詳細のほうは私のほうでは分かりかねます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分からないということなので、そしたら次に移ります。

九郎丸を候補地とした理由、また、その現地調査はどのように行われましたか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） こちらの候補地とした理由等につきましても、県央のほうで進められておりましたので、私のほうから答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 現地調査も答えられないということなんですね。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 詳細につきましては、私のほうではお答えは控えさせていただきます。

きます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 詳細については分からないということですか。県央が知っているということなんですね。分かりました。

そしたら3番目ですけれど、以前から申し上げておりましたけれど、この九郎丸にごみ処理場ができるということを桂川町住民が知るべきだと思いますけれど、住民への説明会は、いつ行うつもりですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 先ほど大塚議員のほうからも御質問いただいた答弁と同じになりますけども、こちらにつきまして、まだ計画の見直しというのをするという事になっておりますので、現時点での説明会というのはできかねるかと思っております。見直し後、計画が整理されましたら、県央のほうが主体となって行って実施する必要があるというふうに考えられております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 見直しとおっしゃいましたけれど、見直しというのは、この前の県央の会議で何か見直し案とか何か言われたそのことですか。それ見直しが決まってから説明会を開くということですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 施設の規模等も含めて、全部見直しということで、施設組合のほうの方針を出されておりますので、それがまた再度、見直しがされた後に行われるものというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、そのときに先ほど大塚議員も説明にあったときに、契約書で削除されたとか、そういうことも話されるわけですね。7条と8条が削除されたでしょう。そういうことも話されるわけですね。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） すみません、説明会、あるいは住民説明会を開く場合は、いわゆる施設の規模とか内容とかそういったものを説明会というのは開くものだと思っております。議員言われました契約書の変更とか、そういったものは事務的なこととなりますので、住民説明会ではちょっとどうかと思っております。詳細については、県央のほう为主体となっているものというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） その建物の規模とかは、住民説明会でするけれど県央で議論されたことはしないということですね。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 詳細については、先ほど大塚議員のときも申しましたとおり、この建設につきましては県央のほうが主体となって、説明会等も行っていくものというふうに考えておりますので、ちょっと私のほうから具体的な答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 分かりました。

そしたら次に行きます。子どもの自殺対策についてであります。

厚労省の自殺対策白書によりますと、2020年頃から中高生の女子の自殺者が顕著に増えているとの報告があります。厚生省指定法人いのち支える自殺対策推進センターによる分析では、2023年までの5年間の中高生女子の自殺死亡率は、18年までの5年間の倍近くに跳ね上がっているとのこと。本町におきましては、自殺防止の対応はどのようなものがありますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 子ども、若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められています。抱える悩みは多様ですが、子どもから大人への移行期には特有の変化があり、ライフステージごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階に合った対策支援が必要です。家庭、学校、地域を主な生活の場とする児童生徒へは、関係各課が連携の下、自殺対策を推進しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 家庭や学校と連携して自殺対策を検討しているということですかね。対応しているということなんですね。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 関係各課で対応しております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 各課というのはどこの課のことをおっしゃっているんですか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 桂川町役場の各課でございます。桂川町役場の各課ですね。もう役場全体で取り組んでおります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 後で言おうと思ったんですけど、この桂川町で何かこういう冊子

がつくられているんですね。これ初めて見ました、恥ずかしながら。この中にゲートキーパー養成講座というのがある、ゲートキーパー研修というのがあるというふうに書いてありました。私はこの言葉自体も初めてでしたし、桂川町が自殺対策としてこういう研修会をやっているということも初めて知りました。このゲートキーパー研修の導入の時期と修了した人数を教えてください。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） ゲートキーパー研修会の導入時期は令和5年度からで、受講修了人数は延べ54人です。ゲートキーパー養成講座として研修会を開催したのは令和5年度ですが、それ以前は自殺対策研修会として啓発に努めていました。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ゲートキーパーの研修は令和5年だけど、それ以前にこの名前は違うけれど実施していたということですね。それでお尋ねします。ゲートキーパーとなるには条件はありますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ話を傾聴し、必要な支援機関につなぎ見守る人のことです。特別な資格は不要で、誰もが命の門番としてその役割を担うことができます。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） このゲートキーパー研修修了者は今54人とおっしゃいました。そしたら、この54人は全員このゲートキーパーとなる資格があるということですね。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） 先ほども申しましたように、資格ということではなく、それぞれの自殺の危険を示すサインに気づき、気づいてもらうというような内容で講習会を実施しております。だから特別な資格ではございません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 特別な資格ではないけれど、このキーパーの研修会をしているということは、特別な資格でなくてもそういう人たちを要請しているというふうに理解していいですか。

もう私これ先に見せてしまったんですけど、本町ではこの自殺対策計画書というものがありました。これを質問しようと思ったんですけど、これでもうこれ見せたから桂川町でこういうことをやっているということで、これ中身を少し読ませていただいて、桂川町がきちっとこういうことに気がついてやっておられるということを実感したのですね。これからもあらゆる団体と

協力しながら、自殺する要因を取り除き、必要な支援や治療につなげる役目としてゲートキーパーですか、を養成し、そして子どもたちが楽しく暮らせるように多くの施策を講じていただきたいと思います。

次に、OTC医薬品、いわゆる市販の一般用医薬品の被害対策についてであります。

オーバードーズというのは、市販薬の乱用ということだそうですけど、オーバードーズ対策と周知はどのようにしておりますか。

○議長（林 英明君） 原田課長。

○健康福祉課長（原田 紀昭君） オーバードーズとは、薬物乱用の一つであり、一時的に感覚や気持ちの変化を起こすことを目的に風邪薬やせき止め薬などの医薬品等を決められた用法、容量を超えて摂取する行為のことで、近年10代から20代を中心に増えています。

医薬品は正しい使い方をすれば高い効果がありますが、決められた目的や用法、容量を守らないと心身に悪影響を及ぼします。意識を失う、心臓が止まる、呼吸が止まる、場合によっては死に至る急性中毒を起こすこともあります。オーバードーズをしたい、オーバードーズをすることに至った経緯には、つらい気持ちを紛らわすために使用しているという実態があり、日本においてもオーバードーズの経験者は強い孤独感を抱いているケースが多いと言われています。オーバードーズを未然に防ぐためには、本人の気持ちに寄り添うことで孤独感を和らげたり、周囲の人に関係機関へ悩みを相談するなど、一人で抱え込まないようにすることが重要と考えます。

本町においても、そういった相談があった場合は、丁寧に本人に寄り添い、必要に応じ福岡県精神保健福祉センターやいのちの電話などへつないでいきたいと思えます。

また、周知につきましては、10月から11月末の麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止月間において広報けいせんに掲載や公共施設にポスターの掲示を行い、薬物乱用防止の啓発を行っております。今後、オーバードーズ防止の啓発についても取り組んでまいります。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今の説明では具体的な対策が何か打ってあるのかなと思っているんですけど、漠然として本人に寄り添ってとかいう、ちょっと曖昧というか霞みのかかったような言い方でした。私はもっと具体的に対策を打ってほしいと思えます。もちろん、周知は広報けいせんはもちろんのこと、周知をしていくことも大切ですけど、町として具体的な対策案を示して行ってほしいと思えます。

次に移ります。公共施設での温水便座設置について、いわゆるウォシュレット便座の設置についてであります。

桂川町には、役場庁舎や住民センターなど、多くの公共施設がありますけれども、建設当初からトイレの温水便座が未設置だと思えます。一般家庭における普及率は、2020年代に入り

80%を超え、生活必需品として広く定着しております。温水便座、いわゆるウォシュレット、シャワートイレの最大のメリットは、お湯で汚れを洗い流すことによる高い衛生、清潔性と肌への負担軽減です。また、寒い冬場での便座が暖かく快適に利用できることやトイレットペーパーの節約、感染症予防にも期待できます。本町における公共施設の温水便座設置状況について、また今後の対応について教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 主な公共施設におきまして、障がい者用トイレ、または多目的トイレにつきましては、おおむね温水便座を設置しておりますが、障がい者用トイレ、または多目的トイレ以外で温水便座の設置がある施設は、総合福祉センターと人権センターでございます。

今後の予定ということですので、質問の3番のほうの御回答ということによろしいでしょうか。今後の対応ということですので、質問の3番までに飛んでよろしいですか。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） この本庁では障がい者のトイレにはあることは承知しておりますけれど、普通のトイレがないんですよね。そしたら役場の1階は1つですよ。2階は1つ。でも、ほとんどの来庁者は1階でしょう。1階の障がい者のトイレで温水便座を使用しようとしても、そこに入っておられたら、ずっと待っておかないかん。2階にあるからって2階まで行くかなという感じがするんですよ。そうしたときに、やはりほかのトイレもそういう温水便座があれば便利がいいなと思います。実際、私ごとではありますけれど、今回入院して病院のトイレを使用したときに温水便座でした。それが当たり前と思って何げなく座っていたんですけど、役場に来て座った途端にびっくりしました。これはいけないと、それで障がい者に行ったら障がい者トイレはちゃんと温水便座だから、やはり障がい者トイレだけでなく、庁舎全体を温水便座にしていっていただいたらいいなと思いました。

2番目に、住民や職員からの意見は聞いたことがありますか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 総務課のほうでは特段聞いておりません。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 改めてそういう声は聞いていないということなんですね。私が言ったのが初めてですね。住民の代表として申し上げました。

また、今後の計画についてであります。町長にお尋ねします。町長は、今後、桂川町公共施設トイレへの温水便座設置について、どのように考えておられますか。庁舎を例に取れば1階から3階までトイレがあるのですが、すぐにはできないでしょう、無理でしょう。しかし、来庁をされる方々への住民サービス、職員全員の職場環境の整備のためには、計画的に温水便座設置を

要求しますけれど、町長お答えください。

○議長（林 英明君） 総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、改修工事中の王塚装飾古墳館や令和8年度事業でトイレ改修工事を行う住民センターでは、トイレ改修工事に合わせて温水便座の設置を予定しております。他の公共施設におきましても、このように各施設での改修のタイミング等に合わせるなどして、状況に応じて温水便座を設置する方向で考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 改修工事が行われるんですか、トイレの。ちょっとごめんなさいね、聞き取りにくくて。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、改修工事中の王塚装飾古墳館、令和8年度事業でトイレ改修事業を行う住民センターにおきましては、トイレの改修工事に合わせて温水便座を設置する予定となっております。他の公共施設におきましても、このように各施設で改修のタイミング等に合わせるなど、状況に応じて温水便座を設置する方向で考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 令和8年度は住民センターのほうを改修するということなんですね。ということは、今、障がい者のトイレだけじゃないで、温座でなっていないところをすることですね。そして、これが終わったら他の施設も改修を予定していると、そういうことでいいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 明確な時期等は申し上げることはできませんが、状況に応じて改修工事等を行う際には設置する方向で考えております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 改修工事を行うときにやるということなんですね。でも、それはよく分からないんでしょう、いつ改修工事があるか。やっぱりそれじゃないで、やはりなるべく早くしていただきたい。わざわざ改修工事に合わせる必要はないと思います。なるべく早く実施してください。町長お願いします。

次に、生理用品の無償設置、本町にあります小中学校3校のトイレに生理用品を置くということでもあります。まず、私は退院してきてこの役場で来たときに、1月から公共施設のトイレに生理用品の設置がしてありました。びっくりしました、聞いて、わあ、よかったなと思いました。町長、ありがとうございました。

質問に入ります。内閣府男女共同参画局は、経済的理由で生理用品を買えない、いわゆる生理

の貧困に対し、2021年より地域女性活躍推進交付金を活用した支援を実施しております。主な取組として、生理の貧困の実態把握などの取組により、これまでプライベートな問題とされてきた生理を社会的な支援対象として認識し、女性の生活困窮に対する支援を行っています。これら国の支援を根本に据え、生理の貧困への対応や突然の生理による不安解消、安全な学校生活の確保を目的に、多くの自治体や学校NPOなどが生理用品を無償で提供し、トイレへの設置、プライバシーに配慮した受取方法が進んでおります。なぜ本町では学校のトイレに生理用品を同意しないのか、教育長に答弁を求めます。

○議長（林 英明君） 教育長。

○教育長（大庭 公正君） 本件につきましては、これまで何度も答弁しておりますが、私自身の権限として生理用品をトイレに置きなさいということは言われませんし、また、そのことを判断するのは学校の校長の持つ校務掌理権の1つであるというふうに認識をしております。学校関係者からの話をこれまで何度も聞いておりますが、トイレに生理用品を置いたときに衛生面の管理や生理用品にいたずらをされたり、盗難に遭ったりしたときのリスクを考えたときに、ここが子どもたちからの意見なんです、不安な思いを持たせないために保健室に置いているということ聞いております。そのため、小中学校においては、保健室で生理用品のストックを十分過ぎるほど準備をしていますので、児童生徒が必要なときはいつでも使えるようにしているというのが現状です。

また、学校の考え方としては、保健室に生理用品を取りに来た機会を捉えて、子どもたちの行動を見取り、直接関わっていくことで、生理用品以外の問題を抱えていないかなどに気がつくきっかけとなり、話が相談をする中で専門機関へつなぐこともできるようになるといった考え方があります。そのため、より細やかに子どもたちに対応することができるようにということで保健室に取りに来ることを進めているようです。

ただ、このような質問を何度もされていることから、再度、学校のほうと協議をしたいと思っています。またその結果については、学校の判断を優先して尊重していきたいと思います。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） いつも堂々巡りです。私はこれをいつも要求しておりますけど、答弁はいつも同じです。そこで、桂川町だけの問題ではなく、全国にこれが展開しているわけなんです。先ほど、校長の判断だとおっしゃいました、掌理権だとおっしゃいました。確かにそういう権利があるということも私も調べて分かりましたけれど、じゃあそういう学校のトイレに置いているところは、校長先生がその掌理権をどのように理解し、そして置いているのか、そういうところをやはりちゃんと調べて、そして校長先生と話しながら、議会ではこういう要求があっているけれど、双方の話し合いの下で着地点はどこかということを見つけて、そして子どもたち

のためにやはり生理用品を置いていただきたいと思います。結局学校の判断と言いますが、利用している子どもたちは困っているんですよ。前にも言いましたけれど、生理用品を取りに行くのに急に始まって、そこの医務室ですか、そこまで行く、そういう時間がない。また行ったときに他の生徒や男子生徒がいたら言いにくいからそのまま帰ってきたという、そういう言葉も聞いております。そういうことを考えれば、校長の掌理権というより先に子どもの困っていることに向き合うことが大事だと思います。ぜひとも校長先生とその懇談をされるときに、そういうことも協議の内容に入れていただいて、前向きに検討する、そういうふうに話し合っていたいただきたいと思います。

次に、これに対して必要な予算はどのくらい必要ですか。

○議長（林 英明君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） 現在、学校が準備している生理用品は、企業からの寄附に加え、各学校の消耗品費からの購入で賄っております。今年度、各学校で購入した生理用品は、3校で合計いたしますと3,000円程度となっております。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 寄附なんかがあるから3,000円程度、本当に少ないんですよね。結局お金の問題ではないということなんですね。

先ほどから教育長が言われたように、学校長の判断だからその教育長は言えないと、そういうふうに言われますけれど、よそのところで実施しているのは何ですか。そこら辺もちょっと調べて、そういう懇談のときに話していただきたい。飯塚と嘉麻ですか、聞きましたけれど、市として予算は出していないけれど、やはり業者からの寄附で置いていますと。しかし、置いているのは医務室じゃなくてトイレに置いているんですよ。トイレに置いたときにやはり衛生面とかいうんだったら、そういうところはどういうふうにしているかということ調査して、実施に向けていていただきたいと思います。これで終わりです。

○議長（林 英明君） 答弁いいですか。教育長。

○教育長（大庭 公正君） 先ほど校長の校務掌理権と言いましたけれども、ここは桂川町それぞれの学校の校長が判断をしたということで、これが全ての学校で通用するかという問題ではありません。本町の以前から質問あったときに、これお答えしたように、校長が自分で判断をしたわけではなくて、養護教諭の先生方とか子どもたちとも話をしてから、こういう判断に至ったということです。ですから、先ほど言いましたように、ほかの学校は分かりませんが、本町の児童生徒の感想としては、トイレに生理用品を置いていたら、ほこりがかかったり、掃除のときに水がついたり、またはいたずらをされたり、盗難をされたりして不安になるという声があったから桂川町の学校の校長はそのような判断をしたということであります。

○議長（林 英明君） よろしいですか。吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） ちょっとずれがあるようですけど、私が言っていることと教育長の答えになったこととはちょっとずれがあるようです。いろいろな掌理権が、校長先生に掌理権があつて、校長先生の判断によると、そういうふうに私は理解しました。それならば、よその市町村の校長先生で実施しているところの校長先生が、その校長先生が置くといったら置けるわけなんですね。じゃあ、どうしてそういうふうになるかという、やっぱり校長先生の判断だから、その桂川町は置かないんだと。いつまでもずっと置かないでいくわけですか。何かちょっとそこら辺がよく分かりませんが。

○議長（林 英明君） 答えを求めますか。

○議員（6番 吉川紀代子君） いいです。

○議長（林 英明君） 教育長どうですか。大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） 先ほども答弁しましたように、校長が個人で判断したわけではなくて、養護教諭の先生とか生徒たちに聞いて、やはりこの桂川町の子どもたちがトイレに生理用品を置くことに不安があるといったことから校長は保健室で配付をするというふうに決めたということ聞いています。

○議長（林 英明君） 吉川議員。

○議員（6番 吉川紀代子君） 子どもの声を直接聞いたんですね。

○教育長（大庭 公正君） はい。

○議員（6番 吉川紀代子君） そうですか。はい分かりました。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） 終わりですよ。次……。

○議員（6番 吉川紀代子君） 子どもの声をどこで、どういうふうに聞いたんですか。用務員のとか、そういう方はどのくらいの生徒からそういう声を聞いたんですか。いつどのような形で聞いたのか教えてください。

○議長（林 英明君） 大庭教育長。

○教育長（大庭 公正君） ちょっとそのような細かなところまでは聞いておりません。

○議長（林 英明君） これよろしいですか。

.....

○議長（林 英明君） 次、4番、杉村明彦議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 4番、公明党、杉村です。通告書に従い一般質問を行います。

初めに、2027年末に製造禁止になる蛍光灯の対応について。

2027年末に予定されている蛍光灯の製造禁止を踏まえ、防犯街灯のLED化等について質問いたします。

国際的な環境対策の流れを受け、水銀を含む蛍光灯は2027年末をもって製造が禁止される予定となっております。これにより、以降は交換用の蛍光灯の入手が困難になることが想定されます。防犯街灯は、夜間の安全確保や犯罪抑止の観点から地域住民の安心な暮らしを支える重要なインフラです。

現在、桂川町が管理している防犯街灯のうち蛍光灯を使用している灯数はどの程度あるのか教えてください。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、町が管理しています防犯街灯は約1,900本、そのうち蛍光灯を使用しているものが約380本で約20%が蛍光灯、残りの約80%がLEDという形になっております。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 製造が禁止になったからといって早急に更新しないといけないとは思いますが、LED化することにより消費電力の削減や電気料金や維持管理の抑制、玉切れの減少による管理負担の軽減などの効果があるのは事実です。これらについて、計画的な更新やLED化の方針は定められているのか、お尋ねします。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 町の防犯街灯のLED化につきましては、特に計画的な更新というわけではなく、改修工事等に合わせて順次LED化を進めていっているような状況でございます。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） ありがとうございます。

防犯街灯は、町が設置、管理するものだけでなく、自治会や地域団体が設置、管理しているものも多く存在します。この製造禁止後に交換ができず消灯したままの防犯街灯が増えることは、地域の安全面からも避けねばなりません。自治会等が管理する防犯街灯についてLED化をどのように支援していく考えがあるか、また補助制度や周知の強化など今後の対応方針を伺います。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） 現在、行政区や隣組等で管理している防犯街灯につきましては、区長からの要望書に基づいて改修工事等に合わせて町の予算でLED化を進めております。今後もこの方針でLED化を進めていく予定でございます。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） ということは、電気代は自治会が払って工事は町がしてくれるっ

ていうことでよろしいですか。

○議長（林 英明君） 横山課長。

○総務課長（横山 由枝君） そのとおりでございます。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） そしたら、できれば二反田団地の、新しい6階建てのエレベーターホールとか階段の電気、あれもLEDにさせていただきたいと思います。LEDは虫が寄ってこないと言われています。あそこは山あいにあるせいか、夏場は何かカメムシが物すごくすごいです。

次に行きます。蛍光灯は有害な水銀を含んでおり、地球環境や人体へのリスクがあるということで国際的に製造禁止になるのですが、その以降の本町の廃棄方法には変わりはないのですか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 現在の処分方法としては、拠点回収のリサイクルボックスでの処分でございますが、割れた蛍光灯については、その他の不燃ごみ、緑のごみ袋で回収をしております。2027年末に製造中止となり徐々に蛍光灯の廃棄というのは減少していくと思われますけども、今後も現行のと通りの廃棄方法で処分をというふうに考えております。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 蛍光灯の廃棄するときに緑の袋に入れて捨てるのが正解なのか。

例えばさっき言われたリサイクルボックスに持っていくほうが正解なのか、どっちがいいんでしょうか。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○保険環境課長（川野 寛明君） 町のほうで推奨しているのは、リサイクルボックスの中の拠点回収ということで、各行政区、それから役場等に設置しておりますリサイクルボックスでの回収というのが推奨でございます。ただ、やっぱり割れたものについては、ボックスに入れるというのは危険でございますので、緑のその他の不燃物で回収というのは行っております。ただ周知のほうやはり緑のほうでも入れられているケースというのはあるというふうに伺っておりますので、今後も引き続きリサイクルボックスでの回収というのを推奨というか、啓発をしていきたいと思っております。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 周知のほうよろしく願いいたします。

じゃあ次いきます。水道料金の改定についてです。

先日、宮崎県の綾町というところに行政視察に行つてまいりました。そこは水道会計が赤字となり、約30年間料金改定が行われておらず、数年後には資金不足に陥る見通しで、昨年、水道

料金の値上げを実行した町です。原因は、耐用年数を経過した水道管路の更新を令和元年度から本格的に開始したため、その減価償却費の増加分が収益を圧迫し、損益計算では、令和3年度から純損失を計上するようになり、6年度まで継続して純損失を計上しているそうです。綾町の料金改定は70%もの大幅な増額になるため、生活への影響が大き過ぎると判断して5年間の経過措置で徐々に上がっていくそうです。しかしながら、住民からの問合せは5件ありましたが、苦情は0件だったそうです。しかし、5年後は分からないとおっしゃっていました。

綾町は、地下水が豊富で浄水施設は水を汲み上げるだけの簡単な施設、更新工事は管路工事だけです。桂川町は管路更新に加え、浄水場の更新も控えておりますが、そろそろ料金改定が必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） お答えいたします。

水道は、住民生活に必要なライフラインでございます。安全安心な水の安定供給が求められます。今後、人口減少に伴いまして、料金収入の減少や物価高騰により公益業の経営環境は厳しさを増しつつあると思われまます。

施設の更新等を進める場合は、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画、いわゆる経営戦略が必要となります。経営戦略とは、料金改定の指標となるもので、経営戦略を策定するための準備として、今回、配水池、浄水場等の施設更新に向け予算を計上しております。今後は適正な水道料金の在り方について検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（林 英明君） 杉村議員。

○議員（4番 杉村 明彦君） 今のが町長のお考えだということで見分かりました。あとは下川議員にお任せします。

以上です。

○議長（林 英明君） 次に、2番、下川康弘議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 2番、下川でございます。通告書に従いまして質問、私の場合2点、そのうち1点は今の水道事業についてなんですが、今、秦課長のほうからありましたけども、今年の新年祝賀式の挨拶の中でも、または本定例会の行政報告でも町長のほうが触れられております水道事業施設の新たな取組とはということですね。もしよろしければ具体的にどんなことを考えてあるのか、今、秦課長の答えも聞いたんですが、町長のほうがございましたら、秦課長と同じでいいですか。お願いします。

○議長（林 英明君） 秦課長。

○水道課長（秦 俊一君） 現在の取組といたしましては、土師配水池ですね、こちらの移設に

向け計画を進めております。新年度におきましては、配水池の基本設計を計上しており、具体的な設計をいたします。

新たな取組といたしましては、先ほど申しましたとおり、今後、将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な計画の一つといたしまして、土師浄水場基礎調査を計上しております。この基礎調査とは、基本条件の確認として浄水の処理方式、位置及び周辺地形条件、また維持管理方法に基づく構造及び設備形式等を考慮した浄水場配置計画を作成し、検討するものでございます。

また、管路につきましても、現在、町内全域の配管現況分析調査を行っており、その結果に伴い、管路の長寿命化、布設替えを検討していきたいと考えております。今後とも安心・安全な水の供給を継続していくために計画を進めてまいります。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） ということは、今、配水池の移設という言葉が出ましたけども、配水池を移設するということは浄水場も絶対扱わないかんとならない、なりますよね。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 配水池については、御承知のように、今、種因寺の上のほうにございます。御質問の配水池と浄水場の関係ですけれども、浄水場は、いわゆる取水口が指定されておりますので、浄水場そのものを移設するのは、これはもう困難だと言えます。

それで、今考えておりますのは、この配水池を現在の場所から別の場所に移すという計画を進めているところです。その場合の一番の条件というのが、この高さなんです。高さが現在の配水池と同じ高さでないと水圧が変わってきますので、この水圧が変わるといのは、先ほど言いました管路に大きな影響を与えるということになりますから、現在の配水池と同じ高さのところに新しい配水池を作る必要があるということで計画を進めているところです。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 分かりました。ありがとうございます。

配水池の問題は、私も何度か質問しまして大塚議員もいろいろ質問されておりました。これはやっぱり土師保育所の問題もありますけれども、近隣の住民の方も何かあったときが心配だという声を聞いておりましたので、配水池が動くということが私はよかったなと思うので、ぜひ早めに。また、高い土地を探すのが難しいかもしれませんが、水道課の秦課長等々、皆さんが頑張ってくださいなというふうに思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。

王塚装飾古墳館についてということで、先ほど杉村議員が言われましたけども、総務経済建設で、去年も今年もまたそういう古墳関係に視察に行きました。去年が奈良県飛鳥村の高松塚古墳

とかキトラ古墳、今年が宮崎県にあります西都原古墳群。たまたま西都原にしても飛鳥村にしても、視察に行きたかった場所の近くにあったから行ったというのがあるんですが、それと、例えば飛鳥村、高松塚古墳、キトラ古墳、王塚古墳は、合わせて日本の3大装飾古墳といって国の特別史跡に指定されております。そういったところの環境管理がどんなふうになっているのかなというのを見たかったので行ったんですが、めちゃめちゃきれいなんですよ。調べたら高松塚古墳は、国と県が管理しているということです。ですから、国土交通省だったり、そういったところはお金を出してくれて管理してやる。それから今度、西都原古墳、今回行ったところもすごくきれいなんですが、ここは県の管理ということでした。ですから、本当にきれいに草刈ってありますし、管理の方たちが至る所におられるんですよ。いろいろ掃除したり、いろんな古墳の研究をされていたんですけども、同じ国の指定で王塚古墳も一応国の指定ということになっておりますが、ここでちょっと課長に聞きたいんですけども、国、県からの予算というか施設管理とか等々で補助金がどのくらい来ているのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（林 英明君） 尾園館長。

○王塚装飾古墳館長（尾園 晃君） お答えします。

令和7年度になりますが、王塚古墳の保存整備事業に対し、国から800万、県から52万5,000円。天神山古墳や大平古墳の調査をした町内の古墳の調査事業に対して、国から116万8,000円、県から30万円の補助を受け事業に取り組んでおります。

王塚装飾古墳館の日常の管理や運営に際しては、補助事業のメニューがなく、補助を受けず、町の単費でやっているところです。機会を捉えて国、県に対し、日常管理運営に対しても補助を訴えていきたいと思っています。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） 課長、すみません。県のほうからの金額は国が116万、県が幾らだった。30万。ありがとうございます。すみません。なぜこういう質問をするかということ、先ほども国とか県のとかからお金が出ているということで、整備というのはすごく整っておりました。今回の町長の行政報告の中でもあっていたんですけども、王塚古墳の公園を遊具をつけたいとか、桂川には本当に大きな公園がないので、大将陣公園はありますが、あれは飯塚市ですよ。桂川ということだと、王塚古墳の公園もちょっとしてほしい。ただし、今言うこと、桂川町のお金で全てやるというのは、すごく難しいといえば難しいと思うんです。ただ、前回、服部知事が視察にお見えになって、王塚古墳も桂川駅も見られて、王塚古墳も見られたというときに、王塚古墳に行かれたときに立派ですね等々の話があったというふうに聞き及んでおりますので、これを機に県に対して、もう少し補助金とかお金を出していただけないかということ、町長のほうからお願いしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 英明君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） もうまさにそのとおりだと思っております。私も時に触れて、そういうお願いをしてきているところです。

県のほうでも、いわゆる文化財の保存と活用という部分の活用の部分で、もっともっと力を入れて取り組んでいただきたいという話はあるんですけども、補助金の話になるとなかなかやっぱり厳しいんですね。ですから、何とかそういった県の補助メニューを見直していただくとか、そういったような必要があると思っております。

先ほど言われました高松塚古墳、あるいはキトラ古墳、ここはもう国が直轄でやっているような状況です。王塚の場合には、やっぱり一番は発見が早過ぎた。発見が早かったというところから、現在のような状況になっておりますけれども、いずれにしても、桂川町にとっては、シンボルでもありますので、いろんな形で協力をお願いしながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（林 英明君） 下川議員。

○議員（2番 下川 康弘君） お願いしたいと思います。

今回の私ども議員全員で京都の国立博物館に視察に行ったときがあります。そのときに、王塚古墳が出た大切なものは地下の保存庫になおしてあるんですね。そこに案内していただいた、そのセンターの方が王塚古墳というのはすばらしいですよと言われるわけです。それを気づいていないのは、あなたたちじゃないですか。町の方たちはそこまで王塚古墳のことを気づいていないかもしれないけど、これは日本にとってすごいすばらしいものだというのを聞いて、ああ、そうなんやと。私もそのとき、ああ、そんなにすばらしいんだというのを実感したんですけども、今回、令和5年、6年で石室の交換支柱をやり替えたり、LED化ですか、照明及びをされているということで、あれがもっともっと明るくなって、あの支柱が邪魔だったですもんね。あれがなくなったりしていくと、見た人もやっぱりいいなと思うんです。装飾古墳が九州の中にたくさんあるけども、やっぱりその中でも王塚が一番らしいんですよ。しかしこれはやっぱり桂川町の宝と、今シンボルと言われましたけれども、宝としていくにはやっぱり桂川町単費じゃ厳しいもの等々がありますので、ぜひぜひ、しつこいぐらいに県にお願いしていただいて、補助をとっていただきたいなというふうに思います。

質問は以上です。

○議長（林 英明君） 以上で、一般質問を終わります。

○議長（林 英明君） 本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後1時55分散会